

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年7月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500031号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500022号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成30年1月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月の標準報酬月額については22万円から32万円、同年2月から令和元年7月までの標準報酬月額については22万円から44万円とする。

平成30年1月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年1月から令和元年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年12月1日から令和元年8月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間における給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、年金記録と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成30年1月1日から令和元年8月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与明細書及び預金通帳の写し並びに日本年金機構の回答により、当該期間の厚生年金保険料控除額、平成30年1月1日から同年5月1日までの期間に係る請求者の報酬月額及び同年5月1日から令和元年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額(22万円)を超えていることが認

められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額若しくは請求者の報酬月額又は厚生年金保険料控除額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額、請求者の報酬月額及び日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額から、平成 30 年 1 月は 32 万円、同年 2 月から令和元年 7 月までは 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の請求期間に係る届出や保険料納付について具体的な回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間については、前述の給与明細書により確認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額（22 万円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であるため、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とはならないことから、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。